

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第5項の規定により建築工事の随時監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課等

経済産業部

産業政策課

建設部

施設整備課、建築指導課

教育委員会

教育政策課

平成31年3月29日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 野 口 哲 男

同 高 森 克 史

## 随時監査報告書

### 1 監査の対象

教育政策課、建築指導課、産業政策課及び施設整備課が行った建築工事

### 2 監査を実施した委員

別府市監査委員 惠 良 寧

同 野口 哲男

同 高森 克史

### 3 監査の方法

日本文理大学建築学科教授 井上正文氏に委嘱し、監査を実施した。

### 4 監査の実施日

平成31年1月25日

### 5 監査の結果

工事監査業務を委嘱した井上正文氏から提出された工事監査報告書の内容を確認したところ、工事技術に関する指摘事項は特に認められなかったが、別紙のとおり意見・要望事項が付された。

工事監査報告書は、次のとおりである。

## 建 築 工 事

### 1 旧西小学校管理教室棟外解体工事（教育政策課、施設整備課）

本解体工事はほぼ完了しており、統合中学校の建設に向けて、来年度から新築工事が開始される予定である。解体工事そのものは適切に実施されたと判断する。

解体工事段階で、アスベスト含有材料の使用が明らかになり、解体工事の設計変更契約が行われている。今後、竣工時期が古い建物の解体工事においては、解体工事のための設計・調査の段階で、アスベスト等工事に際し、特に配慮が必要な材料の有無の確認を入念に行うことが求められる。

解体工事現場周辺には、耐震性が低いと思われるコンクリートブロック塀が現存しており、危険性を表示するサインなどの設置が求められる。

### 2 竹の内住宅B棟外壁等改修工事（建築指導課、施設整備課）

工事はほぼ完了しており、工事自体は適正に実施されていると判断する。

今後とも入居率の低い棟がある場合、転居を促す努力を継続的に行い、集約化をさらに進めて、管理コストの削減につなげて欲しい。

当該建物は住民にとっては、騒音・揮発性ガスの発生・作業員の動きからの生活環境の悪化などが懸念されることから、今後も同様な工事においては、引き続き丁寧な対応を希望する。

### 3 別府市竹細工伝統産業会館ミュージアムショップ増築外工事（産業政策課、施設整備課）

別府の竹細工産業振興のための目的で建設された建物であり、その趣旨が十分に反映された建物となっていることを高く評価する。

本建物の利用者数は増加傾向にはあるものの、別府市街地からのアクセス等の不便さもあり、さらなる利用者増加を目指すためには、広報の手法を大幅に見直す必要があると思われる。

販売グッズのレベルの高さを維持し、カタログ販売を視野に入れた製品情報の提供の場としても機能することを期待する。

本建物の設計が、別府市施設整備課によって行われたことは高く評価する。市職員の技術力アップの効果も大いに期待できるので、今後も市関連施設建物の設計には、適宜自前設計を導入してほしい。

カフェ部分も快適な空間となっており、さらなる利用客の増加を期待する。